

復興交付金と復興基金の新設を求める意見書

2011年（平成23年）7月13日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 国は、被災した地方自治体に対し、用途を特定せず地方自治体の判断で自由に使用できる「復興交付金」を交付するべきである。
- 2 被災した地方自治体は、個人・事業者等の民間の復興に対する支援を主たる目的とする「復興基金」及びこれを運営する財団法人等を各地域に設立し、国はこれに対して強力な財政支援をするべきである。

第2 意見の理由

- 1 国による被災地方自治体に対する財政支援の必要性

東日本大震災の被災地では、今後、復興に向けて具体的な計画を立てて実行していくこととなるが、当然のことながら、これら復興事業の遂行には多額の資金が必要となる。

復興事業には様々な種類があり、公共事業と民間事業のそれぞれの特性に合わせた十分な資金的裏付けが必要であるところ、被災した自治体の多くは財政的に余裕がない。そのため、国による財政支援が特に重要となる。当面のところ特別地方交付税で対応することとされているが、地方交付税のような不足分への手当ではなく、復興事業のために積極的な財源となる支援策が検討されなければならない。

- 2 主として公的事業に対する復興交付金

これまで公的な復旧・復興事業の多くは、国から補助金を得て遂行されてきた。しかし、補助金は目的・用途に制限がある上、その用途は補助金を支出する各省庁の縦割りの基準に拘束され、一般的には単年度会計となっている。そのため、地方自治体にとっては、自由度が乏しく、柔軟性・機動性も劣る。そうした弊害の帰結として、被災者の復興ニーズよりも、補助事業の枠組が優先される結果に陥りがちである。これでは、自主性に優れた被災地本位の復興が期待できない。そもそも地方分権の見地から、補助金行政の改革が進められてきたが、災害復興の場面では、特にその弊害が顕著となりがちである。

もとより復興は、被災した地方自治体が、地域の特性に合った復興計画を作

成し、被災者の復興ニーズに的確に応えられるように実施するべきであり、そのためには、使い勝手の良い財政支援が不可欠である。そこで、国は、被災した地方自治体が原則として自由に用途を定めることができる復興交付金を新設するべきである。

そして、東日本大震災の被害は少なくとも16兆円以上と推計されていることから、復興交付金は数兆円規模のものを準備する必要がある。また、復興交付金の自由度を高めるため、省庁横断的で複数年度のものとし、用途のチェックは評価委員会等による事後的評価によるのが妥当である。

3 主として民間事業に対する復興基金

地域の復興は、公の事業だけで賄えるものではない。特に、被災者の人権擁護の観点からは個人に対する復興支援策が極めて重要であり、地域復興を実現するには民間事業者等に対する復興支援策を欠かすことはできない。しかし、公的資金による民間への直接的な支援には制度上の限界があるし、公的な枠組に依拠するとかえって硬直的な財政支援となり民間の活力を削ぐおそれもある。

そこで、財団法人の運営による基金を設立し、その財源は公的資金によるものの、財団法人への貸付等の間接的な資金援助によって公的資金を民間化して、きめ細かなニーズに応えられるようにするのが妥当である。これまでも、公的資金の民間化によって、雲仙岳災害対策基金（基金規模1090億円）、阪神・淡路大震災復興基金（基金規模9000億円）、中越大震災復興基金（基金規模3050億円）、能登半島地震復興基金（基金規模500億円）、能登半島地震被災中小企業復興支援基金（基金規模300億円）、新潟県中越沖地震復興基金（基金規模1200億円）、新潟県中越沖地震被災中小企業復興支援基金（基金規模400億円）が立ち上げられ、基金ごとの自由裁量による様々な役立つ支援が行われてきた。例えば、阪神・淡路大震災では、被災者及び被災事業者への直接・間接の支援、各種借入金の利子補給、マンションや共同建替の支援、ボランティアや地域コミュニティの支援、文化・教育への支援など、公的資金ではフォローしにくい事業に基金が活用された。中越大震災では、生活、雇用、住宅、産業、農林水産業、観光、教育文化、記録・広報など多様な分野で137事業（2010年度まで）に及ぶ支援メニューが用意され、阪神・淡路大震災の前例に加えて、小規模農水産業の支援、地元材の普及支援、養鯉業等の地元産業の支援、地場産業・商工業の支援、親族の同居支援など、被災者の目線に合わせた被災地のきめ細やかなニーズに応える事業が展開された。こ

これらのうち多くの事業は、公的資金で直接的に支援するのが難しい内容のものであり、復興基金の存在が、被災者及び地域の復興に役立ってきた実績がある。

それぞれの基金ごとに資金調達方法は異なるものの、地方交付税など国の資金を活用しているところは共通している。公的資金を民間支援にダイレクトに注入するのではなく、基金を経由することによって民間資金化され、柔軟かつ有効な復興資金となるのである。

ところが、東日本大震災では、被災した地方自治体の財政力が弱いこと、あるいは、基金を設立しても低金利で事業が困難であること等の理由から、復興基金が未だに設立されていない。しかし、国難というべき事態であることから、国が地方自治体に対して強力に財政支援を行うべきである。また、低金利であるといっても、能登半島地震や新潟県中越沖地震の当時と金利はほぼ同水準であるから、基金の規模さえ整えば、運用は十分に可能である。したがって、被災した地方自治体においては、国の強力的な財政支援を得て、復興基金を早急に設立するべきである。

なお、復興基金を設立したとしても、被災者生活再建支援法等の公的支援が後退することはあってはならない。また、あくまで被災者や被災事業者の復興支援の目的で運用されるべきであり、他目的事業や公共事業への支援を混同させるべきではない。そして、復興基金の運営には市民の参加も得て透明性の確保に努めるべきである。